

令和5年度住民税非課税世帯等 支援給付金（3万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等支援給付金（1世帯あたり3万円）は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

給付金の支給時期

村が確認書を受理した日から
概ね30日以内。

支給対象と支給手続き

支給対象となる世帯

世帯全員の令和5年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯

支給手続きについて

1. 対象世帯には、村から確認書等が届きます。
2. 中身を確認し、確認書に必要事項をご記入ください。
3. 令和5年10月31日（火）までに確認書等必要書類をご返送ください。

* 令和5年1月2日以降に転入した方など、豊根村に課税情報がない方がみえる世帯は、課税地の市区町村に照会し、該当の世帯であることが分かり次第、順次確認書を発送します。

ご注意ください

住民税非課税世帯等支援給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください。自宅等に都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署にご連絡ください。

お問い合わせ

豊根村役場 住民課

「支援給付金」担当窓口

☎ **0536-85-1313**

受付時間 平日9:00～17:00